

1 経緯

令和3年11月24日	東京において署名
4年6月8日	国会において締結を承認
4年6月30日	ベトナムにおいて条約の効力発生に必要な 国内手続を完了
4年8月1日	外交上の公文の交換
4年8月31日	発効

2 条約の概要（略称：日・ベトナム刑事共助条約）

この条約は、共助の実施を双方の義務とすることにより、日越間における共助のより一層確実な実施を期するとともに、共助の実施のための連絡を、従来の外交ルートに代えて、それぞれの中央当局間で直接行うことにより、共助の手続の効率化・迅速化を図るものである。

なお、我が国は、これまで米、韓、中、香港、EU及び露との間で刑事共助条約（協定）を締結している。

3 中央当局の指定について

(1) 日本側中央当局

法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者

(2) ベトナム側中央当局

最高人民検察院

(3) 国家公安委員会が指定する者

国際捜査管理官

(4) 国際捜査管理官を指定する理由

国際捜査管理官は「国際的な犯罪捜査に関すること。」（警察庁組織令第31条第1号）及び「国際捜査共助に関すること。」（同条第3号）を所掌し、これまでも外交ルートに基づく共助要請を行っている。

また、過去の同種刑事共助条約についても、同様に国際捜査管理官が中央当局として指定されている。